

【問い合わせ先】

電話 0773-76-4100

第八管区海上保安本部警備救難部

刑事課長 近藤 茂（内線3170）



平成27年1月29日
第八管区海上保安本部

平成26年における海上犯罪取締りの状況

- ◇ 平成26年の海上犯罪の送致件数は460件（前年比28件(6%)増）
- ◇ 各種法令違反の割合は前年とほぼ同じ、約半数が漁業関係法令違反

1 送致状況

	H22	H23	H24	H25	H26
	件数(割合)	件数(割合)	件数(割合)	件数(割合)	件数(割合)
漁業関係法令違反	167(40%)	259(55%)	340(63%)	222(51%)	245(53%)
海事関係法令違反	158(38%)	125(27%)	100(18%)	108(25%)	114(25%)
刑法犯	61(15%)	55(12%)	37(7%)	50(12%)	51(11%)
環境関係法令違反	25(6%)	21(4%)	44(8%)	40(9%)	32(7%)
その他法令違反	4(1%)	8(2%)	22(4%)	12(3%)	18(4%)
合計	415	468	543	432	460

※その他法令：電波法、遊漁船業の適正化に関する法律等

2 法令別取締り状況

(1) 漁業関係法令違反

- 漁業関係法令違反の送致件数は245件（前年比23件増）
- さざえ・あわび等密漁事犯が227件(93%)
- さざえ・あわび等密漁者166名の78%(130名)が県外居住者

【主な事例】

平成26年7月、舞鶴海上保安部は京都府京丹後市の海岸において、さざえ523個、あわび8個を採捕した男性3名（京都市在住）を漁業法違反及び京都府漁業調整規則違反で検挙した。



(2) 海事関係法令違反

- 海事関係法令違反の送致件数は114件(前年比6件増)
- 船舶安全法違反(無検査航行、定員超過等)が65件(56%)、船員法違反(雇入・雇止不届等)が25件(22%)、船舶職員及び小型船舶操縦者法違反(無資格運航等)が13件(11%)

(3) 刑法犯

- 刑法犯の送致件数は51件(前年比1件増)
- 業務上過失往来危険(衝突、乗揚げ等)が35件(69%)、業務上過失致死傷(漁労中の負傷等)が9件(18%)

【主な事例】

平成26年10月、境海上保安部は漁船(114ト、10名乗組み)が境港向け航行中、島根県松江市美保関町の岩場に乗揚げた事件で、操船していた乗組員1名を業務上過失往来危険で検挙した。



(4) 環境関係法令違反

- 環境関係法令違反の送致件数は32件(前年比8件減)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反(油排出、船舶投棄等)が20件(65%)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反(廃棄物投棄等)が12件(35%)

【主な事例】

平成26年5月、舞鶴海上保安部は合板製造会社工場が敷地内の工事で発生した不要な産業廃棄物である木くずを適正に処理せず、約1.8トンを海域に投棄したとして、同社及び同社管理責任者を廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙した。



(5) その他法令違反

- その他法令違反の送致件数は18件(前年比6件増)
- 電波法違反(不法開設、無資格)が7件(39%)、遊漁船業の適正化に関する法律違反(無登録、登録票不掲示等)が5件(28%)

【主な事例】

平成26年11月、浜田海上保安部は中国総合通信局と合同取締りを行い、無線局の不法開設等で漁船及びプレジャーボートの船長4名を電波法違反で検挙した。

3 今後の取組み

引き続き、関係機関と連携し指導・啓発に努めるとともに、航空機による広域監視や立入検査の徹底など厳正な監視・取締りを実施